

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 26 日

地区薬剤師会担当役員 様

東京都薬剤師会
副会長 高橋 正夫

「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業」の期間延長について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業」につきましては、令和 3 年 11 月 8 日付 3 都薬会発第 320 号をもって、その名簿の作成をご依頼し、事業参加へのご協力をいただいていたところでした。

今般、本事業につきまして東京都福祉保健局より連絡があり、下記の期間まで事業を延長することとなりました。

つきましては、引き続き、貴会のご協力を賜りたく、貴会会員へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 対象事業：薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業

2. 対象期間：令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※また、当該事業に該当する処方箋を扱った場合は、下記のシステムより実施報告のご入力をお願いいたします。

報告用電子入力システム：https://eform.site/tpa_bankinfo/

※極力 E メールでのご質問のご協力をお願いいたします。

担当：東京都薬剤師会 総務課・薬局業務課 E-mail：tvt2021r3@gmail.com FAX：03-3294-7359
--